

生活保護法第78条に基づく不正受給金返還請求訴訟の提起について

上記の議案を提出する。

平成26年(2014年)11月28日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

生活保護法第78条に基づく不正受給金返還請求訴訟の提起について

下記のとおり訴えを提起する。

記

1 訴訟当事者

原告 町田市森野二丁目2番22号

町田市

被告

2 訴訟の目的

被告は被告の両親のそれぞれの名義で複数の銀行預金口座に総額約3,400万円を有していたにも関わらず、生活困窮を装って不正に生活保護費を受け取っていたことが発覚したため、生活保護法第78条に基づき、支給済み保護費の返還を求める。

3 返還請求額 205万3,080円

4 事件の概要

被告は生活困窮を訴え、2009年12月11日から2012年3月21日までの間、生活扶助・住宅扶助・一時扶助として、計15回にわたり町田市福祉事務所の窓口にて、合計190万9,630円の金銭の支給を受け、また、医療扶助として合計14万3,450円相当の現物支給を受けた。その後、被告は被告の両親のそれぞれの名義で複数の銀行預金口座に総額約3,400万円を有しながら不正に受給していたことが発覚したため、生活保護法第78条に基づき2012年11月21日付けで支給済み保護費合計205万3,080円の徴収決定を行い、被告に通知した。しかし、被告は返還を行わず、2013年4月16日に督促したにも関

ならず、未だに返還を行っていない。従って、このような生活保護制度を悪用した詐欺行為で不正に受給した被告から任意に本件債務の履行を受けられる見込みがないため、不正受給金返還請求訴訟を提起するものである。

なお、本件に係る刑事事件に於いて、2014年8月22日に最高裁判所の決定（平成26年（あ）第868号）が出ており、被告に対して詐欺罪・詐欺未遂罪が判決として確定している。そのため、不正受給の事実に関しては争いのないものである。

また、本件債権については2014年1月8日に仮差押決定がなされ、被告の銀行預金債権のうち、返還請求額205万3,080円及び遅延損害金6万2,998円、合計211万6,078円を仮に差し押さえている。